

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、市に図書館を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市中央図書館

位置 函館市五稜郭町26番1号

(地区図書室等)

第3条 函館市中央図書館(以下「中央図書館」という。)に、図書の貸出し等を行うための施設として地区図書室および配本所を設置し、その名称および位置は、別表第1に定めるとおりとする。

2 中央図書館に、自動車により市の区域内を巡回し、図書の貸出し等を行うための施設として移動図書館を設置し、その名称は、函館市移動図書館とする。

(目的)

第4条 中央図書館ならびに前条第1項に規定する地区図書室および配本所ならびに函館市移動図書館(以下これらを「図書館」と総称する。)は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とする。

(開館時間および休館日)

第5条 図書館の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

(入館の拒否等)

第6条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)は、図書館に入館しようとする者または入館した者が次の各号の一に該当するときは、入館を拒否し、図書館の図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他の資料(以下「図書館資料」という。)の閲覧を停止し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、図書館資料等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他図書館の管理上支障があると認められるとき。

(閲覧の制限)

第7条 委員会は、図書館資料が次の各号の一に該当するときは、その閲覧を制限することができる。

(1) 閲覧により損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 寄託を受けた図書館資料で、閲覧が禁止されているものであるとき。

(3) その他閲覧させることが不適當であると認められるとき。

(複製の許可等)

第8条 図書館資料の複製を求めようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、図書館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 図書館資料の複製に要する費用は、複製を求める者の負担とする。

(複製の不許可)

第9条 委員会は、図書館資料が次の各号の一に該当するときは、その複製を許可しない。

(1) 複製により損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 寄託を受けた図書館資料で、複製が禁止されているものであるとき。

(3) その他複製させることが不適當であると認められるとき。

(施設)

第10条 中央図書館に、次に掲げる施設を置く。

(1) 視聴覚ホール

(2) 大研修室

(3) 中研修室

(4) 小研修室

2 委員会は、中央図書館の事業の実施に支障がなく、かつ、市民の教養の向上に資すると認めるときは、前項各号に掲げる中央図書館の施設(以下「研修室等」という。)を市民に使用させることができる。

(使用の許可)

第11条 研修室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、中央図書館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 中央図書館の駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他中央図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (目的以外の使用等の禁止)

第13条 第11条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、研修室等を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第14条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、附属設備または備付物件を使用しようとするときは、別表第3に定める使用料を当該附属設備または備付物件を使用する日までに納めなければならない。

3 前2項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項および第2項の使用料を減免することができる。

(駐車場使用料)

第15条 中央図書館の駐車場の使用料(以下「駐車場使用料」という。)は、別表第4に定めるとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。

3 駐車場使用料の徴収方法その他必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第17条 研修室等の使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第18条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第12条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあつたとき。

(原状回復等)

第19条 使用者は、研修室等の使用を終了したとき、または前条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、使用者に代わつてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第20条 図書館に入館した者は、建物、図書館資料等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第21条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法第3条に規定する図書館奉仕に関する事項(特別な管理が必要であると委員会が認めた資料に係る部分を除く。)の実施に関すること。
- (2) 図書館の使用の許可および制限に関すること。
- (3) 図書館の維持管理に関すること。
- (4) その他委員会が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条、第7条、第8条(第3項を除く。)、第9条、第10条第2項、第11条、第12条、第17条および第18条の規定の適用については、これらの規定(第6条を除く。)中「委員会」とあり、および第6条中「函館市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

附 則(昭和26年3月13日条例第2号)

この条例の施行期日は、市長が別に定める。(昭和26年4月4日告示第44号により昭和26年4月4日施行)

附 則(昭和26年10月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年3月24日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則(昭和40年6月30日条例第3号)

この条例は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則(昭和43年10月15日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。〔後略〕

附 則(平成12年3月28日条例第41号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に市立函館図書館規則(昭和25年函館市教育委員会規則第39号)第7条の2の規定に基づき図書館資料の複製の許可を受けている者は、改正後の第6条の規定に基づき図書館資料の複製の許可を受けた者とみなす。

附 則(平成14年12月19日条例第68号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定中市立函館図書館千歳図書室に係る部分は、函館市教育委員会規則で定める日から施行する。

(ただし書に規定する規定は、平成15年2月教委規則第2号で、平成15年4月4日から施行)

附 則(平成17年3月25日条例第25号)

1 この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。ただし、第1条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年教委規則第11号で、平成17年11月27日から施行)

2 この条例の施行の日から平成18年2月21日までの間に函館市教育委員会が任命する図書館協議会の委員の任期は、改正後の函館市図書館条例第20条第3項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成24年3月22日条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第26号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年12月8日条例第52号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

名称	位置
函館市千歳図書室	函館市千歳町15番10号
函館市港図書室	函館市港町2丁目7番1号
函館市湯川図書室	函館市湯川町2丁目40番13号
函館市旭岡図書室	函館市西旭岡町2丁目51番地12
函館市桔梗配本所	函館市桔梗4丁目1番18号

別表第2(第14条関係)

区分	時間区分		
	午前(午前9時30分から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後9時まで)
視聴覚ホール	4,000円	6,000円	7,000円
大研修室	1,200円	1,700円	2,100円
中研修室	600円	900円	1,100円
小研修室	300円	500円	600円

備考 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料の額の5割に相当する額を徴収する。

別表第3(第14条関係)

区分	使用料	
	単位	金額

音響・映像操作卓	1式	2,000円
マルチメディアプロジェクター	1台	1,400円
マイクロホン(ダイナミック型)	1本	600円
ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	1,000円
ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	1,000円

備考

- 1 この表の規定による使用料の額は、別表第2に規定する時間区分のうち午前、午後または夜間のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、この表の規定による使用料の額の5割に相当する額を徴収する。

別表第4(第15条関係)

使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料
施設使用者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2時間までは、200円とし、2時間を超えた後30分までごとに100円

備考

- 1 施設使用者とは、中央図書館および函館市総合保健センターに入館した者ならびに市立函館保健所に来庁した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員10人以下のものをいう。
- 3 小型自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 軽自動車とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 二輪自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。